

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成26年11月28日（金）13:58～14:46

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 秋山 咲恵 株式会社サキコーポレーション 代表取締役社長

委員 原 英史 株式会社政策工房 代表取締役社長

<提案者>

山本 博之 東京都政策企画局国家戦略特区推進担当部長

傳法 秀行 東京都政策企画局調整部渉外課国家戦略特区推進担当課長

山口 健太郎 神奈川県ヘルスケア・ニューフロンティア推進局事業統括部長

小川 聡 国際医療福祉大学三田病院長

熊谷 三樹雄 聖路加国際メディカルセンター常務理事

聖路加国際大学常務理事

阿曾沼 元博 医療法人社団混志会瀬田クリニックグループ代表

落 雅美 医療法人社団葵会副理事長

<関係省庁>

北澤 潤 厚生労働省医政局医事課長

渡邊 一真 厚生労働省医政局医事課長補佐

長谷川 勇希 厚生労働省医政局医事課係員

<事務局>

内田 要 内閣府地域活性化推進室長

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室長代理

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

（議事次第）

1 開会

2 議事 二国間協定に基づく外国医師の業務解禁（東京圏、厚生労働省）

3 閉会

○藤原次長 引き続き、二国間協定の特例措置につきまして議論を続けてまいります。東京圏の区域会議の中で、区域計画素案ということで、関係の病院が外国人医師を受け入

れるとの記述をさせていただいたのですが、関係省庁に対し、必要な対応を要請する中で、本件はまだ未実現の項目でございますので、いかに早く実現をさせていくか、そのための意見交換でございます。

早速、厚労省のほうからお話をいただければと思いますが、八田座長、よろしくお願いたします。

○八田座長 本当に毎回お忙しいところをどうもありがとうございます。

早速、厚労省さんの御見解をお願いしたいと思います。

○北澤課長 厚生労働省医政局医事課でございます。どうぞよろしくお願いたします。

お手元に黄緑色の「二国間協定（医師資格）の特例措置に関する対応方針」という2枚紙がございますので、これについて御説明をさせていただこうと思います。御承知のとおり、二国間協定の概要を1番に書いておりますけれども、相互の国民に対する医療提供の環境整備を図る観点から、この協定に基づいて、英語による医師国家試験を実施しております。

その合格された外国医師に対して、日本の公的医療保険を利用しないことなどの一定の条件を付した医師免許を与えているということで、現在、4カ国との間で締結されている状況でございます。

今回、日本経済再生本部で決定された特例措置の内容を入れております。医師に係る二国間協定の対象国の拡大、特区内に限定して、人数枠の拡大、受け入れ医療機関の拡大、自国民に限らず外国人一般に対して診療を行うことを認めるといった対応を行うという方針に基づきまして、厚労省として考えている対応方針が3番以降に書いてあります。御提案は、具体的に既に各病院さんからもいただいておりますけれども、提案に基づきまして、原則として相手国との交渉を開始したいと思っております。原則としてと言う理由は、後ほど、また御説明させていただきます。

交渉の進め方ですけれども、2つに分けております。一つは既に二国間協定を締結している4カ国と、それ以外です。

4カ国については、既に二国間協定でベースになるものがありますので、特区において、少なくとも日本側において受け入れ枠を拡大しますという提案をさせていただきたいと思っております。

それ以外については、今は全く協定がございませんので、一からということになります。双務主義ですので、医師資格に関する二国間協定の締結について、そのような趣旨の提案をさせていただきたいと思っております。その上で、特区においては、少なくとも日本側において受け入れ人数枠の拡大等を行う旨を提案したいという、2つに分けた段取りを御提案したいと思っております。

留意事項として2つほどございますけれども、まず、受験資格認定については、英語による国家試験を実施する場合でも、日本の医師法の規定による受験資格認定という規定がありますので、これは受けていただく必要があるかと思っております。

その認定を受けるためには、現在も、協定にかかわらず、受験資格認定はやっておりますけれども、その基本的な考え方は、日本の医学部を卒業した者と同等以上の学力及び技能を有していることであると考えておりますので、そのような趣旨で、2つ目の○にありますとおり、御提案があった国について、そういった同等以上のものがあるかどうか、確認する必要があるかと考えています。

その結果、万が一、該当する医学部が存在しない場合には、やはりその国とは協定を締結しない可能性もあることを明記させていただいています。

2つ目、受け入れに関するニーズについては、既に具体的な数字をいただいておりますけれども、御提案されている方とも調整した上で、そのようなニーズが妥当かどうかについては、精査をさせていただきたいと考えております。

3つほどありますけれども、今回の目的は我が国の居住・滞在する外国人に対して診療を行う趣旨でございますので、例えば、臨床研究とか、日本の医師に対する教授を目的とする趣旨であれば、先般法律改正した臨床修練制度を活用すべきではないかと考えております。

受け入れの必要性については、各医療機関さんの提案も踏まえまして、特例措置の目的に沿っているかどうかといった観点では、やはり精査する必要があると考えております。

最後ですけれども、上限については、拡大していく可能性も考えられますので、最初の段階で、各医療機関において、外国人患者のこれまでの実績データ、国別があるといいと思うのですけれども、そのようなデータをもとに、必要となる外国医師数を推計する必要があるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、方針を示されて、具体的な提案もいただいておりますので、進めるという方向で、段取りについては、このようにいくつか条件を入れさせていただきましたけれども、こういった形で進めさせていただければと思います。

よろしく申し上げます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、東京都さんと神奈川県さん、コメントはございますか。

○山本部長 具体的なスケジュールをもうちょっと教えていただければと思うのです。

○北澤課長 一つは、交渉にどう入るかというところと交渉にどのぐらいかかるかというところだと思いますけれども、交渉にどう入るかについては、先ほど留意事項のところでも申し上げましたような、確認がとれるところについて確認した上で、進めることとなります。

ただ、二国間協定は、今までもそうなのですけれども、外務省を通じて交渉しております。厚労省がというよりは国対国ということになりますので、やはり外務省を通じてということになります。

ですので、例えば、外交上の問題があって、交渉ができないという国があれば、当然、そこは配慮しなければいけないということです。そのような一定の制約はあると思います

けれども、交渉は一定の条件がクリアできれば入っていけると思います。

締結にどのくらい時間がかかるかということは、正直、やってみないとわからないところがありますが、少なくとも、既に協定を結んでいる4カ国のほうが、一からやるところよりは、多少、その時間は短くて済むのではないかと考えております。

もう一つは、試験をどうするかということですが、我々担当課としては、通常の日本人に対する医師国家試験というものをやっており、それ以外にもいろいろな医療関係職種の国家試験をやっております。当然、そちらを優先させてやっていて、日程が毎年特定の月にやると決まっております。そのようなスケジュールがあって、これには、試験問題をつくる先生方、百数十人の方に参画いただいてやっています。かなりの時間をかけてやっております。

当然、試験をやるとなれば、そのような専門の英語の試験をやる先生方はいらっしゃいませんので、日本の国家試験をやられる方に兼務してやっていただく、そのような中で英語による国家試験をやっていくこととなりますので、具体的にいつできるのかというのは、今の時点で明確にはお答えできませんけれども、少なくとも、例えば1カ月に1回、英語による国家試験ができるかということ、それはとてもできませんし、今の国家試験をやっているスケジュールの合間を縫ってということとなりますので、そういったスケジュールも考えながら取り組んでいきたいと思っております。

今の時点で、いつできるかということは、明確には申し上げられません。

○八田座長 やはりそれはわからないとちょっと困るので、大体の目算が必要です。4カ国の場合に、ここで御提案になっているのは、双務だとはおっしゃるけれども、基本的にはこの特区において拡大するのは、日本側の利益になるわけです。

向こうでも特区をつくってくれとか言っていたら、それはとてつもなく時間がかかると思いますけれども、そうではなくて、4カ国については、いきなりこちら側の分をふやしてくれでいいのではないですか。

○北澤課長 対応方針にも書いてありますとおり、そのような意味で、少なくとも日本側においてということは書いてありますけれども、二国間協定の考え方としては、双務的というところがあります。そのようなことを念頭に置きつつ、ここに書いてあるとおり、少なくとも日本側において広げること、取り組んでいくことにはなろうかと思いません。

○八田座長 もし、向こうもこちらに合わせてくれるのならばラッキーです。しかし、とにかく急ぐことが大切だから、一方的にこちらだけやっても日本の利益になる。そのことを考えると、そんなに大きな障害があるようにも思えないのです。

もう一つは、現在、この二国間協定でやっている枠を全て使っているわけでしょうか。

○北澤課長 これは使っていない国もありますので、そういったところは、協定の変更はしなくても可能です。あとは具体的なニーズをきちんと踏まえさせていただいた上で、その後の国家試験につなげるということになると。ニーズは把握させていただく必要はある

かと思えます。

○八田座長 その場合、一番のポイントは、自国民に限らず、外国人一般に対して診療が行えることだと思うのです。

例えば、アメリカ人のお医者さんが、シンガポールの人に対しても、オーストラリアの人に対しても治療ができることだろうと思います。しかし、そこを双務性の観点から、日本でやるのだから、貴国もそうしてくれと言って、面倒くさくするおつもりなのでしょうか。

それとも、これは要するに特区だけの話なのだから、一方的にできるようにしたいのだけれどもどうかと聞いて、向こうがオーケーと言え、それで進めることになるのでしょうか。

○北澤課長 昨年10月の方針で、二国間協定を拡大するということですが、繰り返して済みませんが、二国間協定は双務的ということなので、基本はそのような考えだと思います。ただし、急ぐということも含めて、いろいろな配慮は当然していこうとは思いますが、基本は二国間協定を使ってというところがあるわけですから、その基本は外すべきではないと考えております。

○八田座長 もちろん、二国間協定なのですが、二国間協定もいろいろ改定のレベルがあると思うのですけれども、既に結ばれているものについて、とりあえずほかの国の人も診られるようにするのが第一ではないかと思うのです。

人数枠をふやすことは、第2段でやればいい。第3段として、今、二国間協定を結んでいないところにも広げていこうと、それはいろいろおっしゃったような双務的なことを最初から考える必要があるかもしれないけれども、急げるところはどんどん急いで、そのスケジュールだけは御検討いただいて、具体的に外務省とも御相談いただいて、予期できぬことが起きない限りは大体このようなスケジュールというものはお示しいただければと思います。

○北澤課長 国家試験については、医道審議会の医師分科会という、国の審議会に諮ってやっていることですので、そういったところの意見も当然聞く必要があります。

○八田座長 それは、今、既にやっているわけでしょう。

○北澤課長 いや、日本の国家試験も、毎年、その年にやる国家試験をどうするかということはきちんと了承を得た上で取り組んでおります。

このことについても、医師国家試験のあり方にかかわる話ですので、そういった審議会の分科会には、意見は聞いていくことになろうかと思えます。

○八田座長 それはそうでしょうけれども、とりあえずは年に1回やる、現行のやり方でもとにかくいいから、そこのところは余り問題のバリアにならないようにして、むしろ他国の人も見ていいというところを、現存の協定でもってとにかく改定するところからスタートすべきなのではないでしょうか。

○北澤課長 当然、取り組んでいくという方向性は同じですので、その手順として、全く

今までの手順を無視してということにはできないと思いますので、国家試験のありようとして、やっている手順は当然踏んでいくことは御理解いただければと思います。

○八田座長 どうぞ。

○阿曾沼代表 2つ質問があるのですが、先ず一つ目は、外国人医師が自国民以外の他の外国人の診察を可能にするという点についてです。シンガポールとかタイなどでは、外国人医師達は、自国民だけの診療をやっているわけではない訳です。シンガポールであれば、マレー圏の人もいれば、中国圏の人もいるわけです。インド、バングラデシュ、中東の人たちも、普通にシンガポールの国で診ているわけです。医師たちも多国籍です。

その医師たちが日本に来て診療する場合、当然、日常的に他の外国人を診療できるという環境を整備しておくことが重要であると思います。この点も考慮して検討いただきたいと思います。

もう一点は、それであれば外国人医師修練制度の下で他の外国人や日本人も含めて診療可能とする対応を検討すればいいのではないかととなります。しかし、我々の所はクリニックですので外国人医師修練制度は単独で運用出来ません。現在我々クリニックでやっている細胞医療は、大学病院等ではほとんどやっておらず、我々のクリニックが世界でも有数の治療数を誇っています。医師は多数の治療数をこなし、臨床研究も実施し論文や学会発表の実績があり、海外の医師の見学や研修依頼も多いので、クリニック単独で外国人医師修練制度を運用したいと思っております。

当然、大学と一緒にやれば今でもできるかもしれませんが、それには手続きにも準備にも時間がかかります。

施設要件だけで縛るのではなく、医療の実績を見て、クリニックでも教授、修練制度をすぐに受け入れられるような対応を我々は求めています。

ハード的な施設要件ではなくて、医療の機能要件というものを見た上で、修練、教授制度がスムーズにできるようになれば、非常にありがたいと思っています。ぜひ御検討いただければと思っています。

○八田座長 どうぞ。

○原委員 今の阿曾沼先生の話からですか。

○八田座長 阿曾沼先生の御提案は物すごく大切なのですが、別なセッションを設ける必要があるのではないかと思うのです。

きょうのものは二国間ということなので、また別途やったらどうかと思います。

どうぞ。

○原委員 八田先生が先ほど3段階でおっしゃった、その1段階の外国人一般に広げるところについては、二国間協定を直さないといけないのですか。いや、私はそのような理解はしていなかったのです。

もし、二国間協定の直さないといけないのであれば、その交渉は、これは決定事項なので、もしそうであれば、とっくに進んでいるべきことだと思えるのですけれども、まだして

いないのでしたか。

○渡邊課長補佐 協定でできる形になっております。

○原委員 それは現行ルールでできるのですか。

○渡邊課長補佐 現行ルールでできます。

○原委員 では、それは別に改めてこの4カ国と交渉する必要はないのですね。

○渡邊課長補佐 ただ、協定上は、一応、外国人一般に対して診られる形になっていますが、実際の取扱いとしては、フランス人医師の方はフランス人の方を診ると整理されているということです。

○原委員 それは、すぐに現時点でほかの国の人たちも診ていいですということでは構わないわけですね。

○渡邊課長補佐 そこは協定上はなっているのですが、一応、フランス人の医師の方にはフランス人の方を診てもらおうと整理されているというのはありますので、そこは一旦フランスとかに連絡をした上で進めていくことが適当だとは考えているところです。

○原委員 それはすぐにそうしていただけるわけですか。

○藤原次長 協定上、フランス人はフランス人しか診られないということを協定に書いてあるのですか。

○渡邊課長補佐 協定上は、外国人一般の方に対してという形です。

○藤原次長 だったら、協定上の制約はないですね。

○原委員 運用上はそうっていないということですか。

○北澤課長 運用上で、結局、二国間協定ですので、双務的だという話なのです。

○藤原次長 運用というのは、厚労省の運用のことでしょう。

○北澤課長 双務的な観点から、自国民ということなのです。協定上は、はっきり書いていません。

○藤原次長 その運用は、すぐ直していただかないといけないと思いますが。

○北澤課長 問題になるのは、それよりも、今回、新たな人数枠の話だと認識していますので、そこをどのようにするかというところを。

○八田座長 そうではなくて、まず、国を広げるようにする。即座にそれをやっていただきたい。

○阿曾沼代表 協定上には書いていないので実際上は不可能だと考えてしまっています。医療現場は判断に困っているんです。可能であるということを明言してほしいと思います。

○北澤課長 それはきちんと厚労省として対応させていただきます。

○八田座長 そのタイミングを教えてくださいたいということです。

○原委員 それはとっくに1年以上も前に決定されていることなので、今、なされていないのがおかしいことだと思います。

○北澤課長 これは、至急、外務省を通じてきちんとやります。

○原委員 第1段階でやっていなかったことが大変びっくりしましたということと、2段

階以降のことについても、スケジュールをきちんと提示していただくことが大変大事で、やはり国家戦略特区で、安倍総理がことしの1月に、これから2年間で岩盤規制をやりまうと言っている中、あと1年間しか残っていない中でやっているわけですので、これでゆっくりと交渉をやって1年かかりましたでは、話にならないと思いますから、そこはきちんとスケジュールをお示しいただければと思います。

○北澤課長 具体的にこのようにどの病院でどの国の医師という要望が出てきたのは最近だと思しますので、これを踏まえて、我々としては、取り組んでいこうと思ひます。

○八田座長 どうぞ。

○山口部長 留意事項1の2つ目の○のところですがけれども、今の4カ国以外で提案のあった国において、日本の医学部を卒業したのと同等以上の学力及び技能を身につけられる医学部があるかどうかを確認する必要がある、とあるのですけれども、このメルクマールは何ですか。

○北澤課長 この同等以上というのは、例えば、WHOで、スタンダードの医学部かどうかという、お墨つきを与えるような仕組みがあるのですけれども、それが一つの参考になります。

もう一つは、今、受験資格認定で、いくつかの国の外国人医師、大学の卒業生は見ていますので、そういった今までの経験も踏まえて、整理していきたいと思ひています。

○山口部長 その辺は、事前に明らかにはしていただけないのですか。

要は、そうしないと、話を持って行って、結局、審査してだめだったとなってしまうと、その時間がロスになってしまいますので、最初から基準といったものを明示していただいたほうが、医療機関もどの国と折衝を進めるかということがよりスムーズになるかと思ひます。

○渡邊課長補佐 そこは通知で決まっております。メルクマールとなる時間数とかもそこで示しておりますので、今日はコピーしてきておりませんが、その通知をごらんいただくのがよろしいかと考えます。

○渡邊課長補佐 出ています。

二国間協定についても、医師法の規定が適用されることになります。医師法の中で受験資格認定を受けることとされておりまして、この要件に該当する方はこのような方々ですというのを通知で示しておりますので、その通知を見ていただければわかるということでございます。

○八田座長 ほかに、事務局から何かありますか。

○藤原次長 先生方、自治体のほうからも話がございましたけれども、確かに10月からこのような具体的な話が出ていますが、これは以前からも物すごく多くの要望があつて、相当なニーズがあつて議論している話でございます。

今日、一つは、阿曾沼先生からもお話がありましたが、過疎地のようなところでの議論もたくさんありますし、また機会を改めて専門的に、本件を議論いただく必要があるのでは

はないかと思えます。

○八田座長 そう思います。

とにかくこれについては、今の協定に関する解釈をすぐ明確にして、二国間協定の拡大に関しても、やはりめどは示していただきたいと思えます。特区の事業は2年以内にやることになっていますから、その中で全部できないならできないでいいから、これとこれ以外はできますということをお示しいただきたい。

先ほど、落さんと阿曾沼先生のところから御提案になったようなことも、また別途機会を設けてやっていきたいと思えます。

国際化の観点は、うまくやると、日本も外国もウイン・ウインになると思えます。

以上です。

どうぞ。

○秋山委員 しつこいようですけれども、これは初期メニューが1年前に決まったものですので、今、御指摘があった点に加えてですけれども、これを実行しようと思うと、きょうの御説明だと、あと国家試験の問題が出てくると思いますが、これは1年に1回ということと、審議会で毎年必ずそこを確認しなければならないという御説明でしたので、これについては、スケジュールが決まっているものだと思いますので、いつの審議会までにこのような提案をして、その結論がいつごろ確認できるか、それがもしだめだった場合には、さらに1年延ばすのか、あるいは、何か代替措置をとっていただけるのか、そのあたりも明確にさせていただく必要があると思えます。

○北澤課長 そこは整理してお示しさせていただきます。

○八田座長 それでは、ほかに御意見はございますか。

どうもお忙しいところ、ありがとうございました。またよろしく願いいたします。